

令和6年11月18日

名古屋地方裁判所長 殿

民事上席裁判官

事務分配調整委員会による分配調整について（報告）

名古屋地方裁判所民事部事務分配調整委員会において、下記のとおり調整を行いましたので報告します。

記

令和7年1月1日から提起されるB型肝炎訴訟事件は、当分の間、民事第6部に配てんする。

なお、同部において審理する同事件の件数調整については、「部の構成、裁判官等の配置及び代理順序並びに裁判事務の分配」第3の1(1)カ(ア)に定める「当事者数が…10人を超えるごとに更に1件が分配されたものとみな」して行う件数加算のほか、原告数の延べ人数が10人を超えるごとに更に1件が分配されたものとして件数加算する取扱いを継続する。